

介護職員等処遇改善支援補助金に関する規定

(目的)

第 1 条 この規程は、有限会社マミーホーム が給与規定に規定する給与とは別に、法人の介護職員に対し支給する介護職員等処遇改善支援補助金について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第 2 条 法人の正社員、パート社員に支給する。

(支給額)

第 3 条 介護職員等処遇改善支援補助金の支給額は、介護職員等処遇改善支援補助金による賃金改善の見込み額の範囲内において、法人が、勤務時間、勤務年数、役職、個別評価をして一時間当たり 20 円から 50 円の範囲内で定めるとする。

(支給)

第 4 条 介護職員等処遇改善支援補助金の支給は、毎月、介護職員等処遇改善支援補助金として支給する。

(在籍の限定)

第 5 条 介護職員等処遇改善支援補助金は、支給日現在に在籍していない者については、支給しない。

(その他)

第 6 条 この規程は、介護職員等処遇改善支援補助金は 2 月～5 月までとする。

附則

この規程は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。